

平成25年度越前市公共施設屋根貸しによる太陽光発電設備普及事業
参加事業者公募要項

平成25年10月7日

越前市長

越前市教育委員会

1 目的

越前市では、地球温暖化防止及び再生可能エネルギーの普及拡大を推進しており、太陽光発電設備の住宅や公共施設の設置促進に取り組んでいる。

本事業は、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度により太陽光発電事業を行う事業者が公共施設の屋根の使用を許可するもので、災害時等における公共施設機能の強化を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進し、併せて地域経済の活性化を図ること等を目的とする。

2 応募資格

(1) 事業者の構成等

応募できる事業者は、国内の法人格を有する団体とする。ただし、共同企業体（JV）は、法人格を有していないが、複数事業者が連名で参加する形態と実態的に変わらないこと、中小企業者が参加しやすくなることから、対象とすることとする。ただし、共同企業体などの複数事業者（以下「連合体」という。）の構成員は、他の連合体の構成員又は単独応募者となることはできない。

また、事業者の構成要件等は設けないので、一事業者、複数事業者、共同企業体、事業協同組合、特別目的会社（SPC）など、提出する事業計画書の内容に即して、適した形態を検討すること。

応募時点までに、共同企業体や特別目的会社などを設立する必要はない。応募時点では、代表者、構成員及び基本的な役割分担等を記載した書類を提出し、企画提案書が選考された後に速やかに設立すること。

(2) 事業者の参加資格

応募する事業者又は代表事業者（複数事業者、共同企業体又は特別目的会社参加予定事業者は、代表者を定めること。以下同じ。）は、次の要件を備えていることを条件とし、誓約書の提出を以ってその事実を確認する。

事業計画書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

過去6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。

債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

国税及び地方税を滞納していないこと。

越前市が措置する指名停止期間中の者でないこと。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

法人及びその役員が、越前市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

3 公募概要

(1) 公募提案の内容及び方法

市公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業（以下「本事業」という。）に参加しようとする者は、市が提示した屋根貸し対象施設（別表「太陽光発電設備屋根貸し事業 公募対象施設一覧」（以下「別表」という。））の中から施設を選択し、市に企画提案書を提出する。

企画提案の内容

本事業実施のための企画、資金調達、設計、工事及び管理運営とする。

提案の方法

公募対象となっている各施設毎に提案を行うこと。

選定事業者数

選定方法は公募型プロポーザル方式により、越前市屋根貸し太陽光発電事業選定委員会議で審査を行ったうえで、施設毎に事業予定者1者を選定する。その後、関係機関等と必要な調整を行い、各協議等が整った段階で行政財産の使用許可を受けて事業者として正式に決定する。

(2) 公募対象施設及び屋根の改修状況

公募対象施設は、別表に掲載の施設とし、屋根の改修状況は別表に記載のとおりである。

なお、提案する施設の数には制限を設けないが、提出した企画提案書が選定された場合は、選定の対象となった施設に責任を持って太陽光発電設備を設置し、設置後の管理運営もすることになるので、十分留意して提案すること。

(3) 提案内容の条件

事業期間

ア 事業期間は、太陽光発電設備の設置に要する期間、売電期間、撤去及び原状回復に要する期間とする。

イ 売電の期間は20年間以内とし、基本協定に定める。

ウ 事業者が市公共施設の屋根を使用するに当たっては、越前市太陽光発電事業のための公共施設の目的外使用許可に関する規則第5条規定に基づく「行政財産の目的外使用許可」を受けの必要があり、5年毎に更新手続きを行うこととする。

エ 発電の開始時期は、平成26年9月30日までに行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、事前に市の承認を得たときは、この限りでない。

オ 売電の期間に当該市公共施設の移譲や売却などを行う場合は、「屋根貸し」の継続を条件として移譲等を行うほか、必要に応じて太陽光発電設備を移設するほかの市公共施設を手当てするなどの対応を行うこととする。

市公共施設の使用料

応募者が提案する事業期間の年間使用料の額は、施設ごとに次の計算式によるものとし、応募者はその算定根拠となる公募提示係数について、3/100以上で任意の数値を提案すること。

(計算式)

調達価格×太陽電池容量の合計(kW)×1000×公募提示係数(3/100以上)

「調達価格」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項により定められた経済産業省告示第139号による価格

(平成25年度の場合) 37.8円(36円+地方税及び地方消費税相当額)

なお、使用料の額は、計算式に規定する調達価格が変更されたときを除き、変更しない。また、太陽光発電使用許可を更新したときも、同様とする。

落雪への対応

別表に提示した施設は、落雪を前提とした施設であり、従来より危険回避策は講じられているが、さらなる安全を徹底するため対策を提案すること。なお、その対策の実施及び管理方法については施設管理者と十分協議すること。

災害発生時の非常用電源の提案

災害発生時(停電時)の非常用電源の提案を求める。

太陽光発電設備の普及促進に貢献する取組みの提案

太陽光発電設備の普及促進に貢献する取組みの提案をすること。

(例：環境教育の教材としての活用、市民ファンド活用による資金調達など)

施設工事への対応

ア 事業者は、太陽光発電設備設置時及び事業期間内に必要な防水施工を行うものとする。

イ 事業期間中において、施設の経年劣化等、施設側の都合により市が屋根の工事等を行う場合、当該工事等に支障がある場合は、事業者の負担により太陽光発電設備の一時撤去・保管及び再設置を行うこと。

なお、その間の発電事業における損失等について、市は一切の補償をしない。

太陽光発電設備設置後の管理

太陽光発電設備を設置した後の管理方法等に関する次の項目について提示すること。

ア 管理業務を行う事業者

太陽光発電設備の管理業務を行う事業者の概要

イ 発電量のチェック及び定期点検等

日々の発電量をチェックする方法及び体制並びに維持管理のための定期点検等の時期、回数及び内容

ウ 工事施工・防水施工に係る保証

工事施工及び工事部分の防水施工に係る保証者、保証期間及び保証内容

エ 損害保険、賠償責任保険

契約の締結を予定している損害保険や賠償責任保険の内容、保険金額
損害賠償等

ア 太陽光発電設備の設置に伴い、太陽光発電設備及び架台等の総重量が各設置施設の屋根等の耐久性に問題がないことを十分検討し、太陽光発電設備の設置後に設備の落下や雨漏り等が生じないように十分な措置を講じること。

イ 太陽光発電設備及びその付属設備が原因により、市の施設（太陽光発電設備の設置箇所以外の部分も含む。）及び第三者に損害を与えたときは、設置事業者がその損害を賠償すること。また、風水害等により太陽光パネル及びその付属設備が原因となって市の施設及び第三者へ損害を与えたときも同様とする。

その他の条件

ア 事業者は、この事業によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡しないこと。（ただし、市から承諾を得た場合はこの限りではない。）また、太陽光パネルを第三者に貸与し、又は質権その他の担保の目的に供しないこと。

イ 太陽光発電設備設置工事の主な施工は、市内に主たる事務所を置く事業者で、かつ過去に10kw以上の太陽光発電設備を自ら設置した実績を有する事業者が行うこと。なお、付帯工事においても市内に主たる事務所を置く事業者の活用に努めること。

ウ 各施設の屋根については、現状にて使用許可を行うものであり、市は事業期間中の設置場所の使用に関して、建物の瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないことを了承すること。

エ 3の(3)のウの保証期間中に太陽光発電設備の設置に起因する雨漏り等が発生した場合は、保証者の負担で修繕することになるが、雨漏りが太陽光発電設備の設置に起因するのか、市公共施設の老朽化等に起因するのか、明確にならない場合は相互が協議して対応を決定すること。

オ 関係法令を遵守すること。

カ 市における太陽光発電の普及啓発に資する設備として、発電事業等のデータの公表に努めること。また、各年度毎の発電量実績をその翌年度の4月末までに市に報告すること。

キ 設備整備その他必要な工事等については、事業者の負担において行うこと。

- ク 太陽光発電設備は、売電期間終了後、事業者の負担と責任において速やかに撤去し原状回復することを原則とし、売電期間終了2年前までに、撤去について市と協議すること。
- ケ 発電設備を電力会社の系統に連携するために発生する工事費負担金等やその他調整費等及び発電モニターにかかる電気料金等維持管理にかかる費用は、事業者の負担において行うこと。
- コ 事業計画、工事の実施等に係る設置施設への説明、調整等は、事業者の責任において適切に行うこと。
- サ 天災その他やむを得ない事情により施設が使用できなくなった場合に生じた損害について、市は一切の責任を負わないことを了承すること。
- シ 発電設備の故障や劣化、気象の変動による日射量の減少や日射時間が想定を下回った場合などのリスクについては、事業者が負うこと。
- ス 市が使用の許可を行うときに附する条件を遵守すること。

4 参加事業者の公募・選考スケジュール

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 平面図等の閲覧期間 | 平成25年10月 7日(月) ~ 10月18日(金) |
| (2) 質疑受付 | 平成25年10月 7日(月) ~ 10月28日(月) |
| (3) 現地確認 | 平成25年10月18日(金) (予定) |
| (4) 質疑の回答 | 平成25年11月 1日(金)まで随時 |
| (5) 企画提案書受付期間 | 平成25年11月 6日(水) ~ 11月 8日(金) |
| (6) 選定委員会議の開催 | 平成25年11月15日(金) (予定) |
| (7) 事業予定者の決定 | |
| 審査結果の通知・公表 | 平成25年11月19日(火) (予定) |
| (8) 基本協定の締結 | 平成25年11月下旬(予定) |
| (9) 使用許可 | 平成26年 1月以降(予定) |

5 現地確認

- (1) 日時等

坂口小学校教室棟 (越前市湯谷町24 - 25)

 集合時間 平成25年10月18日(金) 9時00分

 集合場所 坂口小学校職員玄関付近

武生第一中学校屋内運動場 (越前市平出一丁目6 - 1)

 集合時間 平成25年10月18日(金) 10時00分

 集合場所 武生第一中学校職員玄関付近

武生西小学校校舎 (越前市中央二丁目2 - 13)

 集合時間 平成25年10月18日(金) 11時00分

集合場所 武生西小学校職員玄関付近

(2) 条件等

1 事業者 2 名までの参加とする。

自家用車でそれぞれの施設に来場する場合は、駐車場に限りがあるため、1 事業者当たり車両 1 台で来場すること。

現地確認時には、質問は受け付けない。

原則、施設の屋根には上らないこととするが、特に要望する場合は事前に協議すること。

(3) 申込方法

現地確認を希望する事業者は、現地確認参加申込書(様式1)に必要な事項を記載して、越前市環境政策課あて申込みを行うものとする。

なお、指定日以外にも敷地内への立入を希望する場合は、下記の提出先まで電話で連絡すること。ただし、現地確認日以前の立入は認めない。

提出様式

市公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業現地確認参加申込書(様式1)

受付期間

平成25年10月7日(月)～平成25年10月15日(火) 17時 必着

提出方法 FAX、電子メール

FAX又は電子メールの場合は着信確認の連絡を行うこと。なお、電子メールの場合は、タイトルに「【屋根貸し現地確認参加申込】(事業者名)」と入力した上で送信すること。

提出先 越前市環境政策課

電子メール:kankyouty@city.echizen.lg.jp

電話:0778-22-5342

FAX:0778-22-7989

6 質疑の方法

この公募要項及び公募説明会、現地確認での説明内容に関する質疑は、次のとおり受付するものとする。

(1) 提出様式 市公共施設屋根貸しによる太陽光発電設備普及事業質疑書(様式2)

(2) 受付期間 平成25年10月7日(月)～10月28日(月) 17時必着

(3) 提出方法 FAX又は電子メール

着信確認の連絡を行うこと。なお、電子メールの場合は、タイトルに「【屋根貸し質疑】(事業者名)」と入力した上で送信すること。

(4) 提出先 越前市環境政策課

電子メール：kankyou@city.echizen.lg.jp

電話：0778-22-5342

FAX：0778-22-7989

(5) 回答 提出された質疑への回答は、平成25年11月1日(金)までに市のホームページで公開する。

7 企画提案書の提出

(1) 受付時間及び提出方法

受付期間 平成25年11月6日(水)～11月8日(金)17時必着

受付時間は、9時～12時、13時～17時とする。

提出方法 持参すること。

提出先 越前市環境政策課

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号(第二庁舎2階)

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、**様式1**、**様式2**及び**様式3**の様式について、記載欄が不足する場合は、適宜行を増やすこと。複数枚にわたってもよい。

市公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電設備普及事業企画提案書(様式3)

設置希望施設毎に提出すること。

企画提案の概要(様式4)

設置希望施設毎に、各様式に記載された内容を要約して簡潔に記載して提出すること。

設置運営主体の概要(様式5)、設置運営主体(連合体)の概要(様式6)

連合体による応募の場合、様式5は不要であり、設置運営主体(連合体)概要(様式6)を提出すること。なお、提出の際は以下の書類を添付すること。

<事業者1者の場合>

ア 法人登記簿謄本(3箇月以内のもの)

イ 貸借対照表(3期比較)

ウ 損益計算書(3期比較)

エ 必要に応じ、様式5の記述内容に関連する説明資料、会社パンフレット等

<連合体による応募の場合>

ア 連合体の協定書(任意様式)

イ 構成員全ての法人登記簿謄本(3箇月以内のもの)

ウ 構成員全ての貸借対照表(3期比較)

エ 構成員全ての損益計算書(3期比較)

オ 必要に応じ、様式6の記述内容に関連する説明資料、会社パンフレット等
事業計画の概要(様式7)

設置希望施設毎に提出すること。

ア 太陽光発電設備を設置する市公共施設

別表の中から、太陽光発電設備の設置を希望する施設を選定すること。

イ 発電事業の形態

応募者が発電事業を行うに当たって予定している組織等の形態について選択すること。

ウ 発電事業の主体

発電事業を行う主体となる事業者名等について記載すること。

エ 事業実施スケジュール概要

事業実施のスケジュールについて概要を記載するとともに、スケジュールの詳細を示した資料についても添付すること。

なお、予定している施設の使用期間、設置工事の工期についても記載すること。
(対象施設は学校も含まれていることから、選考の結果、決定した事業者は実際に設置工事を行う際に各施設の管理者と協議の上、工事中の騒音、振動対策など教育活動に支障のないような工期や時間帯の調整が必要になる場合があるため、留意すること。)

オ 発電事業の概要

a 発電事業の概要

設置する太陽光発電設備の出力、年間発電量の想定、売電価格について記載すること。

b 太陽光発電設備の図面

システム基本設計図、設備配置図等の図面を添付すること(太陽光発電設備の設置範囲を明らかにすること。)

カ 発電事業収支計画等

太陽光発電事業の実施に係る資金調達計画、事業収支見込み、キャッシュフロー見込みなど、安定的な事業運営が期待できることを確認できる書類を提示すること。

キ 施工方法、維持管理方法等の概要、特徴

主に、以下の点に留意して概要を記載し、資料を添付すること。

a 設置工事の工法等

架台を屋根に設置する工法及び防水施工の工法並びにそれらを表した図面(既存の建物躯体や防水シートへの影響を示すこと。)

b 安全性に関する検討

新築設計時の積載荷重に対して、安全性を検討した資料及び風圧に対して安全性を検討した資料。

c 定期点検等

維持管理のためのパネル清掃や定期点検等の時期、回数及び内容

d 損害保険、賠償責任保険

契約の締結を予定している損害保険及び賠償責任保険の内容、保険金額

ク 設置工事の施工業者（予定）の概要

太陽光発電設備の設置工事を行う施工業者について、予定している施工業者の概要を提示すること。

ケ 設置後の維持管理業者（予定）の概要

太陽光発電設備の設置後の維持管理を行う業者について、予定している業者の概要を提示すること。

コ 原状回復方法の概要

事業終了時の太陽光発電設備一式の撤去や、屋上防水等の原状回復の方法について記載すること。

サ 設置施設との調整計画の概要

設置施設との各種調整の計画及び方法について記載すること。

落雪対策に関する提案（様式 8）

屋根からの落雪に対して、利用者の安全確保及び物損回避策について提案し、その内容を記載すること。

非常用電源の提案（様式 9）

災害発生時（停電時）の非常用電源の提案について記載すること。（水循環センター、白崎地区農業集落排水処理施設については提出不要。）

太陽光発電設備の普及促進に貢献する取組みの提案（様式 10）

太陽光発電設備の普及促進に貢献する取組みの提案をすること。設置希望施設毎に提出すること。

< 提案例 >

・環境教育の教材としての活用、市民ファンドの活用による資金調達など

市公共施設の使用料（様式 11）

本要項に定める計算式により、応募者が検討した使用料を提案すること。

国税及び地方税に滞納がないことの証明書

応募者の住所地を管轄する税務署、都道府県、市町村が発行する未納の税額がないことの証明書

連合体による応募の場合は、構成員ごとに提出すること。

誓約書（様式 12）

連合体による応募の場合は、構成員ごとに作成すること。

(3) 提出部数等

上記(2)の（様式 3）～（様式 11）は各 10 部、及び（様式 12）は各 1 部を提出すること。また、事業者一者で複数の施設について提案を行う場合は、

上記(2)の～は提案する施設毎に各10部を提出し、及びについては提案する施設のうちの施設の提案書に原本各1部を添付し、他の提案する施設についてはそれらのコピーを各1部ずつ添付すること(コピーの場合は「施設に原本添付」と記載すること)。

(4) 企画提案書の提出後の取扱い

- ・企画提案書の変更、差替え、再提出、返却には応じられない。
- ・企画提案書は、事業者の選考及び選考後の事業運営以外に、提出者に無断で使用しない。

8 審査及び事業予定者の決定

(1) 審査方法

審査は、越前市屋根貸し太陽光発電事業事前審査員の事前審査の後、「越前市屋根貸し太陽光発電事業選定委員会議」が行う。選定委員会議の審査においては、下記(2)の審査基準に基づき、提出書類及びヒアリング等により、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、その審査結果をもとに市が事業予定者を決定する。

審査に当たり、必要に応じて、ヒアリング若しくは追加資料の提出などを求める。

(2) 審査基準

企画提案の審査基準は次のとおりです。

審査項目	項番	評価基準	配点
太陽光発電事業の実施主体	1	事業者又は代表事業者等の経営状況は問題なく、かつ、事業を円滑に遂行できる体制や実力を有していると認められるか。	15
事業実施スケジュール	2	事業期間、関係法令等の手続きなど、事業実施のスケジュールは妥当か。	5
発電設備の仕様	3	発電設備、システム構成等は妥当か。	5
	4	発電設備の配置は、市公共施設の屋根の状況に合わせて、合理的に設計されているか。	5
太陽光発電事業の収支見込等	5	資金調達計画、事業収支見込等は、長期にわたる発電事業を安定的に実施できると見込まれるか。	10
工事の施工方法	6	発電設備の設置工事の工法は、構造上の安全性等が確保されているか。市公共施設を適正に管理していく上で支障はないか。	5
設置後の太陽光発電設備の管理	7	発電設備を長期間にわたり適正に管理及び運営できる体制が整備されると見込まれるか。	5

	8	工事施工及び工事部分の防水施工に係る保証期間及び保証内容は十分か。契約を予定している保険等の内容は十分か。	5
落雪への対応	9	設置後の屋根からの落雪に対して、施設利用者の安全が確保されているか。また物損の恐れがないか。	5
非常用電源の提案	10	災害発生時（停電時）の非常用電源の提案であるか。	10
太陽光発電設備の普及促進に貢献する取組みの提案	11	太陽光発電設備の普及促進に貢献する取組みの提案であるか。（例：環境教育の教材としての活用など）	10
市公共施設の使用料	12	使用料の額は妥当か。	10
市内事業者の活用	13	太陽光発電設備の施工において、最大限市内事業者を活用しているか。	10
		合 計	100

提案者が1者のみの場合

基準点を60点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均値）が基準点を満たす場合のみ、当該提案者を事業予定者とします。（満たさない場合は該当なし。）

（3）選定委員会議について

開催予定日 平成25年11月15日（金）

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）使用料について、市が提示した最低公募提示係数を下回る提案をした場合
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合
- （3）提出書類に不備があり、補正が困難である場合
- （4）応募資格に違反している場合
- （5）その他不正行為があった場合

10 審査結果の通知及び公表

審査結果については、全ての応募者へ書面により通知（連合体で応募した場合は、代表者に通知）する。また、審査の経過等審査内容に関する問い合わせには応じない。

事業予定者名及び企画提案の概要等については、市ホームページに掲載する。

1 1 選考後の手続き

(1) 基本協定

市は、選定した事業予定者と速やかに本事業の実施に関する協議を行い、協議が整った場合は、事業実施に向けての協定（「基本協定」）を締結する。

事業予定者は、基本協定締結後、速やかに事業の準備を進めるものとする。ただし、市と事業予定者の間において基本協定の協議が整わなかった場合、又は基本協定締結後、行政財産の目的外使用許可及び太陽光発電設備の設置工事、管理方法等の協議が整わなかった場合は、審査結果が次点であった者と基本協定締結の協議を行い、協議が整った場合は、基本協定を締結し、その者を事業予定者として決定する。

(2) 事業者決定及び事業開始

事業予定者は、各市公共施設管理者の使用許可を得るほか、太陽光発電設備の仕様及び工事の設計図等を提出して設置工事の同意を得るとともに、設置工事に係る工期や時間帯を協議するなど関係機関との必要な調整及び協議が整った段階で事業者として正式に決定される。そののち設置工事に着手する。

1 2 留意事項

(1) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(2) 企画提案書に係る著作権の取扱い

企画提案書に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、市と事業基本協定を締結した事業予定者の企画提案については、市は広報活動等において使用できるものとする。

なお、企画提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果、生じた責任は応募者が負う。

(3) 応募者の複数提案の禁止

応募者は同一の施設において複数の提案を行うことはできない。

(4) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(5) 系統連系

系統連系に係る手続きについては、事業予定者が、北陸電力株式会社へ申込等を行うものとする。

なお、電力系統との接続にあたっては、経済性や既設送配電線の状況、技術面などの具体条件を考慮し、最適なルート及び接続電圧などを個別に選定することになるため、電力会社と協議が必要であることに留意すること。

1 3 担当窓口

越前市環境政策課

〒915 - 8530 越前市府中一丁目13番7号(第二庁舎2階)

電子メール : kankyou@city.echizen.lg.jp

電話 : 0778 - 22 - 5342

FAX : 0778 - 22 - 7989